

芦屋橋等魚釣り禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、芦屋町内の河川に架かる橋のうち芦屋橋、西祇園橋及びなみかけ大橋（以下「芦屋橋等」という。）において魚釣りを禁止することにより、遠賀川及び西川を航行する漁船その他の船舶及び芦屋橋等を通行する車両及び歩行者の安全を確保することを目的とする。

(魚釣りの禁止)

第2条 何人も、芦屋橋等橋上で竿釣りその他魚類を捕獲する行為及びこれに類似する行為（以下「魚釣り」という。）をしてはならない。

(魚釣りの制止)

第3条 町長が指定する職員等（以下「監視員」という。）は、芦屋橋等橋上で魚釣りを行っている者に対して、魚釣りをやめるよう指示することができる。

(身分証明書の携帯)

第4条 監視員は、身分証明書を常に携帯し、関係人から提示の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 第3条の規定による指示に従わない者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。